

## きのくに医療連携システム 青洲リンク利用規約

### (目的)

第1条 きのくに医療連携システム 青洲リンク（以下「本システム」という。）は、医療機関の情報システムに蓄積されている医療情報を標準的な形式で外部保存し、連携する医療機関で医療情報の相互参照を可能とすることにより緊密な医療連携の促進を図るとともに、災害などの非常時に情報参照として活用することで地域住民への質の高い安全な診療を提供することを目的とする。

### (名称及び通称)

第2条 本システムの正式名称は「きのくに医療連携システム 青洲リンク」とし、呼称の便宜を図るため「青洲リンク」と通称を定める。

### (システム運用管理者)

第3条 本システムの運営主体は、きのくに医療連携システム 青洲リンク協議会（以下「協議会」とする。）とする。

2 本システムの運用管理者（以下「システム運用管理者」とする。）は、協議会長とする。

### (参加医療機関)

第4条 本システムに参加する医療機関は、システム運用管理者の承認を必要とする。

### (システム運用責任者)

第5条 本システムに参加する医療機関ごとに、システム運用責任者を1名置くものとする。

### (システム運用責任者の責務)

第6条 システム運用責任者は、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 自院における本システムの運用に関すること
- (2) 参加医療機関間での本システムの運用調整に関すること
- (3) システム運用管理に関する協議会への状況報告に関すること
- (4) 患者登録に関する事務連絡及び登録作業に関すること
- (5) その他、本システムの運用にかかわる事務、運用管理に関すること

### (システム利用者)

第7条 本システムを利用する者（以下「利用者」という。）は、システム運用管理者の承認を必要とする。

### (利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者ID、パスワードは自ら管理し、第三者の利用に供しないこと
- (2) 本システムにて提供される情報を第三者に開示しないこと

- (3) 本システムを、定められた目的以外に利用しないこと
- (4) 本システムを利用する際に知りえた情報に対し守秘義務を負うこと
- (5) 本システム利用時に問題が生じた場合には、速やかにシステム運用責任者に連絡すること
- (6) 画面、印字物、保存媒体等に出力したデータの廃棄を含めた管理においても守秘義務を負うこと

(利用停止)

第9条 システム運用管理者は、前条に掲げる事項に違反した利用者に対して、直ちにその利用を停止させることができる。

(医療情報の利用と患者同意)

第10条 運営主体の管理対象となる医療情報は、本システムを介して送受信される全ての個人情報とする。

2 本システムを利用して医療情報を共有する場合は、患者の同意がなければならない。

3 災害対策本部が設置され、人の生命又は身体の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき又はシステム運用管理者が必要と認めるときは、患者の同意がなくとも医療情報を共有できるものとする。

(協議会の開催)

第11条 本システムの適正な運営のため、年1回以上、定期的に、協議会にて運営に関する協議を行うものとする。

(規約の変更)

第12条 本規約の変更は、協議会に諮りシステム運用管理者が行うものとする。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、本システムの運営に関し必要な事項は別に定める。

附則 本規約は、平成25年4月1日から実施する。

附則 本規約は、令和4年7月7日から実施する。

附則 本規約は、令和5年11月9日から実施する。